



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第44回

「柔軟な働き方を巡る最新動向

～副業・兼業と雇用以外の多様な働き方を巡る論点整理～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 金丸 絢子 / 弁護士 山本 龍太郎

2018年6月29日、時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設等を内容とする働き方改革関連法案が可決・成立しました。働き方改革関連法の内容は、2017年3月28日に働き方改革実現会議が決議した働き方改革実行計画の根幹をなすものですが、同法の成立以外にも、現在進行形で検討・改革が進んでいる注目すべき「働き方改革」として、柔軟な働き方の実現のための環境整備が挙げられます。

そこで、今回のセミナーでは、柔軟な働き方を巡る働き方改革のうち、①副業・兼業の推進及び②雇用以外の多様な働き方を主に取り上げ、最新の動向の解説や論点整理を行い、企業が留意すべきポイントについてご説明します。

日 時：2018年9月20日(木) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/180920s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。

プログラム
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 金丸 絢子(かなまる あやこ)

2002年慶應義塾大学法学部卒業、2006年弁護士登録。2013年University of California, Berkeley卒業、2013年8月～2014年8月Drew & Napier LLC(シンガポール)勤務、2013年ニューヨーク州弁護士登録。主な取扱分野は、企業再編・M&A、人事労務、アジア新興国法務、個人情報保護、事業再生、一般企業法務。

弁護士 山本 龍太郎(やまもと りょうたろう)

2004年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2007年名古屋大学法科大学院修了。外資系法律事務所を経て、2015年より大江橋法律事務所勤務。外資系企業、ベンチャー企業を含む多数の企業に対する労務関連アドバイスの経験があり、2016年から慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師(ベンチャー関連法)及び東京外国語大学国際社会学部非常勤講師(ビジネス法)を務める。主な取扱いは、労務関連案件、国内・クロスボーダーM&A、ベンチャー支援。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI297_201808_FD